

平成27年5月20日

内閣官房 知的財産戦略推進事務局 御中

日本弁理士会  
会長 伊 丹 勝

## 「知的財産推進計画2015」の策定に向けた意見

日本弁理士会は、『「知的財産推進計画2015」の策定に向けた意見募集』に関し、下記のとおり意見を提出いたしますので、ご高配を賜りますようお願いいたします。

記

### (要旨)

#### 1. 地方における知財活用促進について

地方における知財活用促進のためには、次のような取り組みが求められる。

- ・ 公的機関（国、地方自治体等）により、知財支援・知財評価を行う仕組みを構築し、知財の専門家や専門機関の活用を促すこと。
- ・ 農林水産事業者への支援も検討すること。

#### 2. 産業財産権分野におけるその他の重要検討事項について

特許庁による審査体制の整備・強化については賛成する。一方で、日本において特許出願数が継続的に減少していることに対する抜本的な対策は不十分であり、次のような取り組みが求められる。

- ・ 発明者や創作者の人材育成を行うこと。
- ・ アドバイスや指導ができる人材の確保と体制作りを行うこと。

また、迅速な水際での取締り強化のために、輸入差止申立制度の簡素化を検討すべきである。

#### 3. アーカイブの利活用について

アーカイブの利活用に向け、次のような取り組みが求められる。

- ・ アーカイブ化された孤児著作物の利用に関する再裁定についての要件緩和を検討すること。

- ・出版物以外の分野において、納本制度に類する法定制度の導入を、十分な意見聴取の上、検討すること。
- ・権利処理の問題解決よりも、アーカイブへの集積を優先させるべく、裁定制度の拡充を検討すること。
- ・著作者・著作権者が自主的に著作物に関する情報を提供したくなるような法律上のインセンティブの導入を検討すること。

#### 4. コンテンツ分野におけるその他の重要検討事項について

##### ○デジタル・ネットワークの発達に対応した法制度等の基盤整備について

クラウドサービス等と著作権に関し、集中管理による契約スキームは有用である。ただし、権利者・事業者のみならず、ユーザにも配慮した制度設計をすべきである。また、クラウドサービスのみにも適用される、柔軟性のある権利制限規定の創設も検討すべきである。

##### ○模倣品・海賊版対策について

不正なシリアルナンバー及びアクセスキー等の流出を抑止するための法制度を拡充すべきである。

### **(全文)**

#### 1. 地方における知財活用促進について

##### (意見1)

「地方における知財活用の促進」のために、特許庁による「知財ビジネス評価書作成支援」の例のように、行政庁・地方公共団体等が制度的に知財評価を後押しする枠組み（各種の公的な知財支援制度への知財評価の仕組みの取り込み）が重要であると考える。

##### (理由)

知財活用という知財を用いたアクションを考える場合、活用しようとする知財についての何らかの評価が前提となる。特に、協力企業や金融機関と協働する・支援を受けるなど自社以外の関係者がそこに関与する場合には、知財を活用する事業の遂行性判断のために、一定の客観性を有する知財評価が重要となる。都市部と比較してネットワーク資源が十分ではない地方において、また各種の経営資源が不足しがちな中小企業においては、このような状況がより顕著

に現れている。

一方、知財評価手法についての研究・開発は徐々に進んでいるものの、知財取引市場が未だ十分に整備されていないなどの理由により、確立された評価手法というものは存在していない。このため、知財活用型事業の事業遂行性の判断のための共通尺度を欠いている状況にある。

このような共通尺度を提供し、知財活用、とりわけ地方における中小企業の知財活用をより一層推し進めるために、行政庁・地方公共団体の提供する各支援事業に制度的に知財評価の枠組みを組み入れることが有効である。地方における知財活用を積極的に推し進めようとする現状において、知財活用型事業の事業遂行性判断のための一定の共通尺度を、公的機関が積極的に提供することが望ましいと考える。

#### (意見 2)

地方金融機関との連携、地方金融機関を介した知財支援事業の促進に際して、知財専門機関・知財専門家の活用をより一層推進すべきものとする。

#### (理由)

地方においては、事業資金に関する支援を中心にして地方金融機関が事業化支援の中心となることが多い。しかしながら、知財を活用した事業支援については、地方金融機関において活発に行われているという状況にはない。

日本弁理士会において実施した金融機関向けアンケートによると、知財を活用した事業に対する支援における大きな課題は「社内での知財に詳しい担当者の不在」が挙げられている。

地方金融機関への知財啓発活動も長期的には重要な課題ではあるが、短・中期的には、知財専門機関・知財専門家の利用やこれらとの協働プロジェクトなどの促進が有効であるものとする。

#### (意見 3)

各地の知財未活用中小企業に対し、知財の専門家が当該企業を訪問し、訪問先企業に潜在的に存在する知財の洗い出しを行う等、知財の専門家の積極的関与を促す仕組みを、国が主導し構築すべきである。

#### (理由)

地方創生において、地方における中小企業の活性化は喫緊のテーマであり、その活性化を促すための手法として、既に企業内に存在している知的資産を活かした知財戦略の立案、知財経営の実行が望まれる。

しかしながら、その実践にあたっては、自己の保有する知財を認知することの難しさが、課題の一つとして存在する。例えば、自社で何の気なく製造を行っていたものであっても、知財の専門家の目から見れば、価値のある知財であるという事例も存在する。

そこで、上記課題を解決するにあたり、既存の知財総合支援窓口や各団体による無料相談をはじめとする待ち受け型中心の支援に加えて、知財の専門家の積極的関与による「訪問型の支援」を比較的大きな規模（件数）で展開することが有効であると思料する。例えば、知財に関する専門家である弁理士が各地の知財未活用中小企業を訪問することで、自ら相談窓口を訪ねる可能性は低いと考えられる訪問先企業に対しても、潜在的に存在する知財の洗い出しを行い、知財戦略・知財経営の重要性に気づきを与え、知財の積極的活用を促すといった支援活動が行えることが考えられる。このような形の支援を比較的大きな規模で行い、実績を積み重ねれば、それを見た他の企業等にも知財に関する関心が高まることが期待でき、「地方における知財活用促進タスクフォースの議論の整理（まとめ表）」におけるカテゴリ-Bの企業に対する支援として、極めて有用であると考ええる。

なお、この取組を展開するにあたっては、適切な活動ができるよう、知財の専門家が属する団体による人材の育成及び組織体制の構築による組織的な展開が実行されることが前提である。

また、訪問先企業の募集に際しては、各地方自治体による協力が望まれる。すなわち、取組の対象となる知財未活用中小企業は、日頃、知財を意識することが少ないと考えられるが、各地の中小企業にとって最も身近な存在の一つである地方自治体において、きめ細やかな広報活動が行われることで、対象企業に対して情報が行き届き、知財の専門家の関与に対し手を挙げる中小企業の増加を見込むことができることはもちろん、知財に関する啓発活動がより効果的になされるものと思料する。

また、中小企業の身近にいる知財以外の分野の専門家に対する知財啓発も、中小企業が知財戦略の立案や知財経営を実現する上で重要であると思料する。例えば、知財以外の分野の専門家がその専門分野に関して中小企業を支援しているなかで、当該企業が保有する知財の糸口を発見した場合、当該専門家が当該企業に対して知財の専門家による支援を受けることを促したり、当該専門家からの情報提供に基づいて知財の専門家が当該企業を訪問したりできる仕組みが構築されれば、自己の保有する知財を活用した経営を実現する中小企業の増加が期待できる。さらには、知財の専門家が知財の分野に関して中小企業を支

援しているなかで、当該企業の一般的な経営に関する問題点や改善点に気が付いた場合には、知財の専門家が当該企業に対して経営一般に関する専門家による支援を受けることを促したり、知財の専門家からの情報提供に基づいて企業経営一般に関する専門家が積極的に当該企業を訪問したりすることも可能となる。

このように、各分野の専門家や地方自治体が横断的に連携することにより、知財分野のみでなく、多方面から中小企業の活性化が図られることが期待される。

将来的には、地域経済の好循環を目的に、各分野の専門家団体と地方自治体の協定締結により、知財活用モデルタウンを生み出す取組や、対象企業を、地方自治体が地域資源の活用度や先端技術の開発状況、出願状況等のフィルターによって選考、推薦し、地域に根ざす企業における積極的知財活用を後押しする取組などを行うことも考えられる。

上記のように、知財の専門家及びその所属団体のみでなく、知財以外の分野の専門家やその所属団体並びに地方自治体等を横断する取組であることから、まず国が総括して支援策の全体像を構築し、その上で各々の専門家に明確な役割を割り振る形で、知財に関してはその専門家の積極的関与を促す仕組みを構築することが望まれる。

なお、日本弁理士会では平成27年度に訪問型支援活動を計画しており、国として以上述べたような取組を検討いただけるのであれば、適宜に情報を交換しつつ連携して進めることができると考える。

#### (意見4)

「地方における知財活用推進タスクフォースの議論の整理3.(2)②カテゴリーBの中小企業の知財戦略強化」について

最後の文章に、「また、知財啓発にあたっては、知財専門家ではなく中小企業支援関係者に適した知財教材を開発していくべきであるという意見もあった。」との記載があった。しかし、同様な内容を知的財産推進計画2015に追加する際には、該当箇所の文言を、「また、知財啓発にあたっては、知財専門家ではない中小企業支援関係者に適した知財教材を開発していくべきであるという意見もあった。」として頂きたい。

#### (理由)

②の前段の文章の趣旨からみて、殊更知財専門家を排除しない文言であることが望ましいと思われる。

(意見5)

「地方における知財活用の推進」において、中小企業、大学のみならず、農林水産事業者への支援に関する事項も検討していただきたい

(理由)

近年、地域の特色ある農林水産品やこれらの加工品について、「地域ブランド化」の推進、6次産業化の推進等を通し、海外を含む市場の拡大、地域の活性化に繋げようとする動きが活発化している。政府においても、「特定農林水産物等の名称の保護に関する法律」の制定等、そうした活動を後押しする施策を推進していると拝察する。農林水産業の分野においては、地域の特色ある産品、伝統製法等については地域の共有財産であり、独占排他権としての知的財産権の保護には必ずしも馴染まないとの考えも根強く存在しており、中小企業等とは別個の支援のあり方が存在するように思料される。また、地理的表示と商標、特許権・商標権と育成者権の「使い分け」といった観点からも他の産業分野と支援のあり方が異なると思料する。

以上のような点に鑑みて、農林水産事業者への支援のあり方についても検討すべきであると考えます。

## 2. 産業財産権分野におけるその他の重要検討事項について

(意見1)

特許庁が世界最高水準の審査体制を確立するために審査体制を整備・強化することは歓迎する。

ただ、日本において特許出願件数が継続的に減少していることへの抜本的な対策には不十分と考える。

日本が、将来にわたって知財立国であることを維持、成長させるためには、発明、ノウハウ、意匠、著作物などを創造する力を育成することが重要と考える。特に、中小企業やベンチャー企業での発明者や創作者となる人材の育成が重要と考える。この観点から、中小企業やベンチャー企業を対象とした裾野の

拡大、底上げに力を入れるべきである。また、発明者や創作者となる人材の育成には、アドバイスや指導ができる人材の確保や体制作りも重要と考える。

(理 由)

知財立国であるためには

(1) 発明、ノウハウを世界のトップクラスで生み出している国（創造している国、成長させている国）

(2) 発明、ノウハウを世界のトップクラスで実施（生産、譲渡、使用）している国

のいずれかに該当する国と考える。

ところで、GDP では、日本は世界 3 位である。4, 5, 6 位はドイツ、イギリス、フランスであり、さらにイタリアも含めると、GDP の合計は中国より多い。一方、アジアでは中国が世界 2 位であるが、中国、日本に続く国は、韓国の 13 位、インドネシアの 16 位である。

譲渡、使用にとって市場規模は大切な要素であるが、1 出願でカバーできる市場規模は、米国、EP、中国、日本の順番であり、この順位を変えることは難しい。そして、日本が中国、韓国以外のアジアの国と連携（インドネシア、台湾、タイの GDP と合計）しても、市場規模では米国、EP、中国には対抗できない。つまり、(2) の中の譲渡、使用の点で知財立国を目指すことは難しいと考える。

そうすると、日本にできる可能性のあることは

(A) 知財を創造する国 → 発明者になれる人材の育成が重要

(B) 知財を育てる国 → ベンチャー保護など、政策的に特定の技術や産業を保護することが重要

(C) 知財を使った製品を生産する国 → 世界の工場

であると考え。 (B)、(C) は産業政策全体の中で取り組む内容なので、知的財産推進計画としては、(A) の創造者（発明者、ノウハウや著作物などの創作者）を育てること、特に中小企業やベンチャー企業を対象とした発明・創作の裾野の拡大や底上げが重要と考える。また、人材育成にはアドバイスや指導が必要であり、それを実行できる人材の確保と体制作りも重要と考える。

(意見 2)

輸入差止申立制度の簡素化

(理 由)

輸入差止を行う場合、輸入差止申立書に識別ポイントや弁護士等が作成した

侵害すると認める物品に関する鑑定書等を添付して提出することになるが、申立書の提出に先立ち、書類の内容等について、税関での事前相談を経てからでないと受理されないケースがある。

特に地方では、当事者と東京税関とで日程調整を行う必要もあり、迅速な水際での取締り強化のため、制度の簡素化に向けた検討をすべきである。

### 3. アーカイブの利活用について

#### (意見 1)

一度裁定が認められてアーカイブ化された孤児著作物について、再裁定を認める要件は、補償金の供託のみとするなどの要件緩和を検討すべきである。併せて、アーカイブに集積される情報として、一度裁定を受けた孤児著作物であること等を明示すべきである。

#### (理 由)

国立国会図書館等では、裁定制度を活用した孤児著作物のアーカイブ化が進められている。しかしながら、これらアーカイブ化された孤児著作物を適法に利活用するためには、利用者は改めて裁定を受けなければならない。一度裁定が認められたということは、相当の努力を払って既に権利者捜索がなされたにもかかわらず発見されなかったわけであるから、同一著作物に係る再裁定の請求については補償金の供託のみを条件とする等、裁定の要件を緩和することを検討すべきである。また、アーカイブに集積される情報として、裁定を受けた孤児著作物であること等を明示すれば利活用の促進も期待できると考えられる。

#### (意見 2)

出版物以外の分野においても、納本制度に類した法定制度の導入を検討すべきである。また、法定制度の導入に際しては新たな義務を負うことになる権利者にとって、過度の負担にならないよう十分な意見聴取をしたうえで導入を検討すべきである。

#### (理 由)

アーカイブの利活用促進にあたっては、充実したアーカイブが構築されていることが不可欠である。アーカイブに関するタスクフォース報告書によれば、集積が進んでいる分野と進んでいない分野との差が著しいことが読み取れる。最もアーカイブの集積が進んでいる分野は出版物であり、これは国立国会図書



館の納本制度に依るところが大きいと考えられる。法定の納本制度によって出版物の分野では他分野に比して充実したアーカイブが構築されている状況に鑑みれば、公益的な観点から、他分野においても納本制度に類した法定制度の導入も検討すべきである。

**(意見3)**

権利処理の問題よりもアーカイブへの集積を優先させるべく、裁定制度の拡充を早急に検討すべきである。

**(理由)**

アーカイブへの集積が進まない原因の一つとして、権利処理の問題がある。権利関係者が多数存在したり、孤児著作物であったり、権利者の協力を得ることが困難な場合がある。著作者・著作権者の権利を侵害しないよう配慮することは必要であるが、配慮されるべき権利者が不明であるような状況では公益的な観点からアーカイブへの集積を優先させる方が望ましいといえるから、現行の裁定制度の拡充を検討すべきである。

具体的には、所定の基準を満たしたアーカイブ事業者からの裁定申請に対しては、通常の手続きではなく原則利用可としてアーカイブへの集積を優先させることが考えられる。その際には、集積については制限無く認めることにして、著作物そのものや著作物に関する情報については一部公開のみとする等の制限を課すことで、権利者保護の観点を取り入れることも必要である。この裁定制度の拡充は、資料滅失等の喫緊の課題を有する映画フィルム等の分野のアーカイブ集積において早急に検討すべきである。

**(意見4)**

アーカイブへ集積された情報に基づく推定規定の導入を検討すべきである。具体的には、アーカイブへ集積された著作物を対象として、(i) 著作権法の登録による推定規定と同等の推定規定の導入、(ii) 客観的同一性を有する後発著作物に対する依拠性の推定規定の導入を検討すべきである。

**(理由)**

アーカイブに関する問題は、アーカイブの充実を通じて文化資産の価値増大を図るといった公益的な観点や、利活用の利便性向上を図る利用者の観点から検討されることは見受けられるものの、著作者・著作権者の観点から検討されることは少ない。しかし、真に充実したアーカイブを構築し、利活用を促進さ

せるためには、著作者・著作権者の積極的な関与は必要不可欠である。そのためにも、著作者・著作権者から能動的な協力を引き出せるような、つまり、著作者・著作権者が自主的に著作物に関する情報を提供したくなるような法律上のインセンティブについて検討すべきである。

具体的には、アーカイブへ集積された情報に基づいて、著作権法の登録による推定規定（第75条第3項、第76条第2項、第76条の2第2項）と同等の、著作者の推定、最初の発行または公表の推定および創作日規定の導入を挙げることができる。登録制度と重複したとしても、アーカイブへの集積で登録制度と同様の法的効果を与えれば登録コストが軽減されることになるので、権利者からアーカイブに対する積極的な協力を引き出すことも可能と考えられる。

さらには一歩進んで、アーカイブ集積された時点以降に著作された、客観的な同一性（またはきわめて近い類似性）を有する後発著作物に対して、アーカイブされた著作物に対する依拠性を推定する規定を設けることも検討すべきである。かかる推定規定が設けられれば、著作権侵害訴訟における原告（権利者）側の立証責任が軽減されることになり、アーカイブ構築への権利者の積極的な関与を促すことが可能と考えられる。

#### 4. コンテンツ分野におけるその他の重要検討事項について

##### ○デジタル・ネットワークの発達に対応した法制度等の基盤整備（クラウドサービス等と著作権）について

###### （意見1）

円滑なライセンス体制を構築するうえで集中管理による契約スキームは有用と考える。ただし、権利者とクラウドサービス事業者のみではなくクラウドサービスのユーザにも配慮した制度設計をすべきである。

###### （理由）

契約処理コストの低減および円滑なライセンス体制の構築にあたって、集中管理による契約スキームは有用と考える。ただし、権利者、事業者、利用者（ユーザ）の三者が協議し、十分に議論することが必要である。集中管理スキームに関する議論にあたっては、どうしても契約当事者（権利者・事業者）の意見が採用される可能性が高くなるため、クラウドサービスのユーザに配慮するという視点をあえて意識付けて検討すべきと考える。

###### （意見2）

少なくともクラウドサービスだけに適用される柔軟性のある権利制限規定（仮称：「クラウド内フェアユース規定」）の創設も検討すべきである。

（理 由）

私的使用目的の複製の範囲とクラウドサービスとの関係が不明確であるために、事業者がサービス展開を萎縮しているという背景があることからすれば、クラウドサービスの拡大促進を図る上で一般的な権利制限規定の導入について検討することも意義がある。もっとも、あらゆる著作権に関する日本版フェアユースの導入の是非まで検討する必要はなく、クラウドサービスに関わる著作権に限った柔軟性のある権利制限規定（仮称：「クラウド内フェアユース規定」）の創設を検討すれば足りると考える。

事業者が積極的にサービス展開できるようにして、さらなるクラウドサービスの発展を促す目的からすれば、期間を定めた時限立法による権利制限規定や対象事業者を限定した権利制限規定等の創設を検討することも一案である。

## ○模倣品・海賊版対策について

（意見 1）

不正なシリアルナンバー及びアクセスキー等の流通を抑止するための法制度の拡充を要望する。

（理 由）

ソフトウェアの不正コピーや不正利用に関しては、著作権法における「技術的保護手段」及び不正競争防止法における「技術的制限手段」が定められ、水際取締りの対象ともなっており、これまでに一定の効果を上げている。

しかし、多くのソフトウェア開発企業がソフトウェアの不正コピーや不正利用を防ぐための手段として頼るシリアルナンバー及びアクセスキー等に関しては、現行法制ではこれらの不正な流通に対し効果的に対処することが難しい。

このような現状に鑑みて、これらの不正な流通を効果的に抑止することが出来る法制度の拡充を要望する。

以上